

**熊本県訪問看護ステーション連絡協議会管理者会
熊本県訪問看護ステーションサポートセンター事業について**

1. 相談対応（令和2年4月～令和3年3月）

1) 相談件数：1,559件（2019年度 1,406件）

2) 地域：熊本市 540件と最も多く、次いで県外 363件、宇城・上益城 96件、阿蘇・菊池 91件。

3) 職種：看護職 955人（71.6%）、事務職 232人（17.4%）、理学療法士等 59人（4.4%）。

4) 相談機関別相談者

「訪問看護事業所」が最も多く 1,147人（86.0%）で、うち県内の訪問看護事業所からの相談が 808人。

5) 相談内容：

①医療保険に関する事項 410件（26.3%）

・算定方法、特別管理加算、退院時共同指導加算・支援指導加算に関する事項の順に多かった。

②訪問看護指示に関する事項 228件（14.6%）

・訪問看護指示書の主治医に関する事項、特別指示書の交付要件に関する事項、注射の指示に関する事項の順に多かった。

③介護保険に関する事項 219件（14.0%）

・算定方法、特別管理加算、入退院日の訪問実施、緊急時訪問看護加算に関する事項の順に多かった。

※その他の項目では、新型コロナウイルス感染や豪雨災害に関する相談が多かった。

2. ホームページアクセス状況（令和2年4月～令和3年3月）

1) アクセス総数：460,665件（2019年度 277,082件）（15カテゴリー）

・アクセス数内訳

①「Q&A よくある質問と回答」 411,133件 ②「サービス利用料概算」 14,106件、

③「各種資料ダウンロード」 3,874件 ④「お知らせ」 773件

2) 「Q&A よくある質問と回答」／全 15カテゴリーの中で多いもの

①医療保険 91,623件（22.3%）

・多い順に「医療機関とステーションの同日の訪問」 16,114件、「退院支援指導加算」 9,968件、

②訪問看護指示 78,198件（19.0%）

・「特別訪問看護指示書の交付要件」28,173件、「介護保険利用者への点滴実施の指示について」10,101件、「複数の主治医がいる場合の訪問看護指示書の交付について」 10,000件。

③介護保険に関する事項 74,259件（18.1%）

・「特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定」 22,994件、「初回加算の算定」 17,575件、「夜間・早朝、深夜加算の算定」 6,187件。

3) 「お知らせ欄」（R2.9月～増設） 773件

・R3.2月は、新型コロナウイルス感染症対策に関する助成金に関するアクセスが多かった。

3. 各圏域のステーションと関係機関との意見交換等について

・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、開催出来なかった。

<令和3年度計画>

・5月に、各ステーションにアンケート調査を行った（アンケート調査結果は、サポートセンターホームページにUPしています）。

その結果は、意見交換会を希望するが 65%だが、コロナ感染の状況次第という回答が多かった。テーマとしては、新型コロナ対策、災害対策の順に多かった。

- ・連絡協議会と検討した結果、連絡協議会が主催する BCP 計画に関する各ブロック回りをする時の連絡のサポートや可能な範囲内で参加することとなった。
- ・意見交換の他に、看護協会と連絡協議会と協力し、訪問看護における感染管理の訪問場面での実際の DVD を作成し、研修会での活用や県下のステーションに配布することとなった。

◎訪問看護ステーション管理者の皆様へ

- ・訪問看護ステーションサポートセンターのホームページの活用もよろしくお願いします。
「お知らせ」の欄には、タイムリーな情報を掲載しています。
「利用料概算」も一度確認してみてください。概算を計算する時にご利用ください。
- ・その他に、ホームページに掲載して欲しい内容等がありましたら、ご一報ください。
- ・アドバイザー派遣事業も行っておりますので、お気軽にご相談ください。詳しくは H.P を参照してください。

<相談が多かったもの及び間違いやすいもの、注意事項など・一部>

1) 指示書に関すること

◎病院からの指示書の有効期間中に在宅医から点滴が必要と言われた時の指示書について

Q) 退院時に入院していた医療機関から指示書の交付があったが、数日後に在宅医の診療があり、点滴が必要となった場合、点滴注射指示書と訪問看護指示書は、在宅医から交付して貰えるか。

A) 在宅医が訪問看護指示書と点滴注射指示書を交付することはできるが、訪問看護指示書料は、1 月に 1 医療機関のみの算定となる。(九州厚生局回答)

2) 介護保険での退院日の訪問の時の指示書について

⇒訪問看護指示書の指示期間が、退院日からで、留意事項等の欄に主治医が退院日の訪問が必要と認めたことが分かるような記載が必要である(厚労省)。

3) 医療か介護か

◎介護保険・第 2 号被保険者の対象疾患の「がん」の考え方について

⇒「医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの」となっており、全てが「ガン末期」とは限らない。指示書の診断名で判断して下さい。

(日本訪問看護財団)

4) 国保連より

◎医療保険の明細書の記入について

- ・主治医への直近の報告の期日の記載がない所がある。
- ・カレンダーの記入の仕方がばらばらである。一度、記入の仕方について確認のこと。
- ・要介護認定者は、「特記事項」の「5・介」に○を記入すること。

訪問看護ステーションサポートセンター

相談員 市原・木下